

**関シティブス回数券  
販売継続**

広報せき1月1日号で「関シティブス回数券の取り扱い終了」についてお知らせしましたが、4月1日以後も当面の間、回数券の販売を継続しますのでご利用ください。

◆照会先 市民協働課(☎③6831  
FAX③7744)

**「ご存じですか 検察審査会**

交通事故、詐欺などの犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を裁判にかけてくれないことが納得できない。このような方のために、検察官が事件を裁判にかけなかったことが正しかったかどうかを審査する機関として「検察審査会」があります。

このような不満をお持ちの方は、検察審査会にご相談ください。相談や審査の申し立てに費用はかかりません。また、秘密は固く守られます。

検察審査会では11人の審査員が審査を行います。審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれます。

選挙権をお持ちの方は審査員に選ばれる場合があります。審査員に選ばれたときには、国民の代表としてこの仕事にご協力をお願いします。

◆照会先 岐阜検察審査会事務局(岐阜地方裁判所内 ☎058・262・5263)

**農地の賃借料情報提供**

農地法の改正に伴い、これまでの標準小作料に代わって農地の賃借料情報を提供しています。

農地の貸し手・借り手において賃借料決定の参考となるよう、農地法および農業経営基盤強化促進法により締結(公示)された賃借借における実勢賃借料をお知らせします。

地区	平均額	最高額	最低額	データ数	その他使用賃借数
旧関市	3,590円	10,000円	2,000円	198筆	56筆
武儀・上之保	データなし				42筆
洞戸・板取・武芸川	5,055円	8,000円	1,000円	129筆	32筆

今回の情報は、平成23年1月から12月までの期間の田の10アールあたりの金額です。賃借料を物納支給(米)としている場合は、60キログラム当たり9

960円に換算しています。  
※使用賃借とは、無償の賃借です。  
◆照会先 農業委員会事務局(☎③543  
FAX③7741)

**「架空請求」は、  
とにがく無視!**

見守り  
新鮮情報

「以前契約した訪問販売及び寝具販売業者に対して未納料もしくは契約不履行があり当該会社が裁判所に訴訟を起こした」といった内容のがきが届いた。全く身に覚えがないが「このまま連絡せずに放置すると裁判所に出廷することになり、給料や財産が差し押さえられることもある」などと書いてある。覚えがない場合は早急に連絡するよう赤字で書かれているが連絡するべきだろうか。(80歳代 女性)

**ひとつ助言**

気をつけてね

- 「訴訟を起こした」「給料や財産を差し押さえる」など、過去に利用した業者に未払いがあったのかと勘違いさせる言葉を並べ、不安にさせる手口です。
- 「早急に連絡してください」などと書かれていても、絶対に連絡してはいけません。連絡したところ「訴訟取り下げのために必要」などと様々な理由をつけられて数十万円を請求されたケースもありました。
- 請求された内容に不明な点があったり、不安を感じたりした場合は、相手には連絡せずに、まずお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

(独) 国民生活センター見守り新鮮情報より

相談先 関市消費生活相談室(商工課内) ☎23-6752

子ども見守り運動キャンペーン標語  
きみのこと いつもみてるよ すぐそばで

